
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。

9番、阿部君から一身上の都合により本日の定例会を欠席する届け出が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は、15名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北道君、6番、下川君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を行います。

質問通告順序に発言を許します。質問者席において、一括質問願います。

8番、本間君。

[8番 本間一徳君質問者席へ]

○8番(本間一徳君) おはようございます。通告に従いまして質問いたします。

フッ化物洗口の実施について質問いたします。

新ひだか町では、北海道で2009年に北海道歯と健康づくり8020条例が制定され、町内すべての小学校が今実施されています。新ひだか町において虫歯の予防を推し進めるため、フッ化物洗口試薬の実施に当たり、保護者に対してフッ化物洗口は試薬品試験研究用であることを十分説明して、了解のもと実施しているのかをこれから6項目に分けてお伺いいたします。

- 1、保護者に対して説明会を開催し、半数以上の了解を受け実施しているのかをお伺いします。
- 2、なぜ医薬品でなく試薬品であるフッ化物洗口液を使用しているのかをお伺いします。
- 3、虫歯予防の効果がどのくらいあり、今までに健康被害等はなかったのかお伺いします。
- 4、毎年何人の児童が実施しているのかお伺いします。
- 5、試薬品から医薬品への見直しを検討する考えの有無についてお伺いします。
- 6、洗口するに当たり、学校でなく別の場所で実施することが望ましいと考えますが、見直しする考えはありますか、ということについてお伺いします。

以上で質問を終わります。ご答弁のほうよろしくお伺いいたします。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

[管理課長 片山孝彦君登壇]

○管理課長(片山孝彦君) おはようございます。本間議員からのご質問のフッ化物洗口の実施についての6点のお尋ねについてご答弁申し上げます。

はじめに、1点目の保護者に対して説明会を開催し、半数以上の了承を受け、実施しているのかについてでございますが、当町においては平成24年度に三石地区の私立保育所でフッ化物洗口がスタートし、その後、洗口を実施している保護者に対し、フッ化物洗口に対するアンケートを行ったところ、多くの保護者が小学校での継続実施を希望していることがわかり、教育委員会では平成26年7月から三石小学校でフッ化物洗口を開始したところであります。

また、静内地区においても平成26年5月から町立保育所、平成27年6月からマーガレット幼稚園、平成28年5月から静内幼稚園でフッ化物洗口が開始されました。このように静内地区の保育所、幼稚園でも既に実施され、小学校入学後も継続して実施することで虫歯予防等のより高い効果が期待できることから、静内地区小学校においてもフッ化物洗口の準備を進め、実施体制が整った小学校から開始していくこととし、実施に向けては平成28年2月に全教職員を対象とした説明会を開催し、その後、同年10月から順次保護者説明会を各小学校で開催しております。

説明会では、これまでの経過や管内、町内での実施状況、具体的な実施手順等を説明するとともに専門家である苫小牧保健所の主任技師による講義を通して、フッ化物洗口の標準的な実施方法やその効果、身体への影響の有無、他市町村の実施状況などについて説明を行い、フッ化物洗口に関する理解を深めていただいたところでございます。

なお、事業の実施に当たっては希望者のみの実施であることや、町の施策として実施するという事業の主旨から、保護者の半数以上の了承を受けなければ実施できないものとは考えておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

次に、2点目のなぜ医薬品でなく試薬品であるフッ化物洗口液を使用しているのかについてでございますが、北海道、北海道教育委員会、北海道歯科医師会、北海道歯科衛生士会連盟で発行されております北海道フッ化物洗口ガイドブックにおいて、使用洗口剤としてフッ化ナトリウム試薬を用いる方法と市販製材を用いる方法が示されております。洗口剤の選定に当たっては対象者や施設での利便性に合わせて選ぶよう示されており、学校での実施においては学校歯科医の指示に基づき、学校薬剤師が調整したフッ化ナトリウム水溶液を用いております。

理由といたしましては、北海道からの財政支援としてフッ化物洗口導入支援事業ではフッ化ナトリウム試薬に限って受けられることや、学校歯科医の指示に基づいて学校薬剤師が調整したフッ化ナトリウム水溶液を用いることから、安全性は確保されていると認識しているためであります。

次に、3点目の虫歯予防の効果がどのくらいあり、今までに健康被害等はなかったのかについてでございますが、フッ化物洗口につきましては、当町においては実施期間が約5年と短いこと、希望者だけに実施する事業であることに加え、フッ化物による歯質の強化や虫歯予防等につきましては甘味の適正な摂取、家庭で歯垢を除去するための歯磨きの状況によって大きく影響を受けることから、個々の児童についてフッ化物洗口における虫歯予防の効果を把握することは困難であります。

しかしながら、フッ化物洗口を早期から実施している新潟県においては、高校2年生を対象とした調査で、フッ化物洗口を経験した期間により対象者を4つのグループに分けて1人平均の虫歯を比較したところ、洗口経験が長いほど、虫歯は少なく、就学前の4歳から小中学校を通じて11年間洗口を経験したグループは全く経験しなかったグループより56.3パーセント虫歯が少なかったことが報告されております。

また、厚生労働省発行の実施マニュアルによりますと、フッ化物の使用期間と始めた時期によって効果に差が出ますが、一般的に永久歯の虫歯の減少割合はフッ化物塗布で 10 パーセントから 30 パーセント、フッ化物配合歯磨き剤で同じく 10 パーセントから 30 パーセント、フッ化物洗口では 30 パーセントから 60 パーセント程度という報告がございます。

一方、健康被害ということに関しては国内での報告例はありませんし、当然のことながら町内においてもございません。

また、誤飲についても 6 人から 7 人以上を 1 度に飲み込まない限り、急性中毒量に達しないと言われておりますので、学校保険管理下で行われている中ではこのような事故は起こらないものと考えております。

次に、4 点目の毎年何人の児童が実施しているのかについてでございますが、直近 3 年間の実施児童数と実施率を申し上げますと、平成 28 年度は対象児童数 1,033 人のうち 781 人の実施で実施率にしますと 75.61 パーセント、平成 29 年度は対象児童数 1,063 人のうち 811 人の実施で実施率にしますと 76.29 パーセント、平成 30 年度は対象児童数 1,086 人のうち 815 人の実施で実施率にしますと 75.05 パーセントとなっております。

次に、5 点目の試薬品から医薬品への見直しを検討する考えの有無についてでございますが、フッ化ナトリウム試薬につきましては、北海道フッ化物洗口ガイドブックに基づき学校歯科医師の指示のもと学校薬剤師が調整するものであれば問題はないとされておりますことから、安全性は確保されているものと認識しております。従いまして、平成 31 年度においても同様に実施してまいりたいと考えております。

最後に 6 点目の、洗口するに当たり学校でなく別の場所で実施する見直しの考えがあるのかについてでございますが、市販の製剤であるミラノールやボラブリスを歯科医院で処方してもらうことにより、家庭でもフッ化物洗口を実施することは可能であります。現実的には家庭で何年もの間継続して実施することが困難であると、こうした方法の指導や実施経験がある方々から再三指摘されております。フッ化物洗口はすぐにその効果が表れるものではなく、継続することが最も重要であります。このため、フッ化物洗口の実施を各家庭に委ねたり、放課後や休日に別の場所を設定して行ったりした場合、ごく一部の家庭でしか継続されない、虫歯になりやすい人ほど実施しない、その日時にその場所まで足を運ぶ人数が相当減るなど、家庭状況等の差によって歯の健康に格差が生じることが懸念されます。

従いまして、永久歯の虫歯予防にとって重要な学童期に参加するすべての児童に対して虫歯を予防する機会を平等に設けることができ、継続した実施によってより高い効果が得られる手立てとして学校という場において集団で実施することが最も適切であると考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

以上、ご答弁といたします。

○議長(福嶋尚人君) 8 番、本間君。

○8 番(本間一徳君) 再質問させていただきます。詳しい答弁ありがとうございます。私にもある程度わかる内容であったので、簡単に再質問していきたいと思っております。

一つ目の関係ですけれども、実施に向けて平成 28 年 2 月に全職員、同年 10 月からは保護者に説明会を開催したということですが、果たしてその内容が十分な説明だったのか疑問でなりません。辞典では十分とは物事が満ち足り、不足欠点の無さをということで書かれています。

私の聞き取りの中では保護者説明に出席された人数は各学校で違いがあるものの1割程度しか聞いてないと聞いてます。また、教職員の方々も疑問に思っていると聞いています。国、道で基本知識、実施関係、効果関係、安全性と論議されています。

新ひだか町では保護者の出席者が少ない中どんな説明をされて、どれだけ保護者が納得されるのかお聞きしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 今お話ございましたとおり保護者説明会の中ではといたしますか、参加された保護者の方は総じて少なかったと。各学校ごとに実施したわけですが、そういった状況はございました。これにつきましては、既に保育所、幼稚園でフッ化物洗口が始まっていたということがあって、そういうことで保護者の方々もある程度フッ化物に対する理解をされていたものということも考えられると思います。

また、もう1点、保護者説明会の中でこういったような説明をされてきたのかということでございますけれども、壇上でもお答えしたとおりのフッ化物洗口実施に向けてのこれまでの経過ですとか、各管内の状況ですとか、そういったことを説明しておりますし、保護者説明会の時点では既に教職員の方への説明会も終え、学校内での協議も進めていただき、学校内で実施体制の整ったところから保護者説明会を開催したということがございましたので、学校側の方から実施方法について、それぞれ学校によって若干時間帯だとか方法は違いますけれども、その学校の実施方法、手順について保護者の方へ説明したという内容がございます。それから壇上でも申し上げましたが、専門家である苫小牧保健所の方から主任技師を招きまして、主にフッ化物とはどういうものなのか、それから虫歯予防にどういった効果があるのかというところをスライド等も交えながら詳しく説明していただいたということでございます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 私のほうで、いろいろ、道なり国の議会なのかちょっとその辺まではわかりませんが資料が手に入りまして、私なりに勉強してきました。

新ひだか町の説明会の中に良いものだというのわかりますけども、万が一、子どもさん、小学生ですから、遊び半分に他の児童に液を振り掛けるだとか、又は突然口に含むものですから咳き込んで出してしまうと、その時にどういう形で対応するのか、又は飲み込んだ場合に道のチラシを見ると牛乳を飲めば多少は和らぐという形で書かれています。その辺の説明をきちんとされたのかどうかお聞きします。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) この事業は学校保健計画の中に位置付けられてる事業ということで捉えておりますので、通常の学校の何かあったときの緊急時の対応ということが基本的な対応になるかと思いますが、今フッ化物による有害作用が起きたときというところで牛乳というご指摘だったのだと思いますけれども、その辺り、通常そのためのものを学校において用意しているわけではございませんというのが実態でございます。ただし、壇上でも述べましたとおり、学校の先生がついていろいろ気を使う場面が多いかと思いますが、そういった学校保健管理下の中で行われているということを考えますと、そういった事故は基本的には無いだろうなということと考えておりますので、もし何かあったときは、通常の学校保健の緊急時の対応を、それぞれ状況に応じては救急車を呼ぶですとか、病院に連れて行くだとか、当然保護者への連絡、教育委員

会への連絡ということも出てくると思いますけれども、そういうことで考えておりますし、学校の説明の中ではそういったことを校内で確認しておりますことは教育委員会でも捉えておりますので、特別な対応ということにはならないというふうに思っております。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 薄めて安全性はあるとは聞いております。今までそういう健康被害等はないという形で聞いていますが、もしかしたら小学生ですから何かある可能性も無いとは言えない。何かあってからでは遅いので、やっぱり対応策として先ほど言いました道のチラシにも載っていますように、若しくは飲み込んだ場合に牛乳を飲めば多少でも緩和されるという形のものもありますので、実施するに当たって牛乳等を準備しておくとか、あったほうがいいのかなと私は感じました。

また、先ほど説明会に半数以上いなくても了解したという話もありましたけれども、重要な会議等では我々が主催する会議の中では過半数の出席がないと会議は認められない、成立しないという扱ひもあります。それとはやっぱり違うような考えで説明会を開催されたと思いますが、その辺どうなのでしょう。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) あくまでも説明会ということにして、その目的というのは保護者の皆様にフッ化物洗口というのはどういうものなのか、どういった効果があるのかということをご説明し、理解していただいて、フッ化物洗口の実施をスムーズに進めていきたいということで開催したものでありまして、その意見で実施することに賛成、反対というそういったようなことではございません。あくまでも町教育委員会が実施いたします事業に対しての説明会ということでありまして、なおかつ壇上でも申し上げておりますが、その後、全家庭に対して希望調査ということで実施希望します、しませんという意味を明示していただくという形で取り進めている事業でございますので、今、議員のおっしゃられたような何かを決めるという説明会ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) それで参加人数が少ないということで、ペーパーで保護者に対して配布したということをお聞きしています。私なんかはペーパーでいただいても、簡単に主なところしか読まなく、注意事項とか読むというのはなかなかしないことが多いです。やはり、口頭で説明を受け、そして納得していただいて、そして実施するというのが1番良い流れではないかなと思います。国、道の指導、指示に行うということで、保護者に対して十分な説明もなく見切り発車したのかなという感じが思えてなりません。その辺きちんと話し合い、こういうことを良いこと、悪いこと、ある部分についてやり取りしたのか、対話の場があったのかどうか、その辺もうちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 説明の部分でございますけれども、対話というか、向かい合って一問一答形式で実際に会話を出来ればいいんでしょうけれども、なかなかこういった全体的な人数的なことになりますとそういったことも現実的には難しいのだろうと思います。ただ、教育委員会としては丁寧な説明をしていきたいというスタンスの基で保護者説明会を開催しておりますし、その後も各家庭に希望調査を取る際にもたくさん、町でもフッ化物洗口の手引きというものを作成し

ておりますが、それを全部となるとなかなか読んでもらえないというところもございますので、そこはわかりやすい形ということでQ&A方式にして、主な大抵の人はフッ化物というのはどんなものなのか、そういったことがわからない人にはやっぱりありがたい解説だと思っておりますので、そういった部分をピックアップしたりして、工夫しながら文書形式ですけれども、各家庭にお知らせしてきたということがございますし、このフッ化物洗口につきましては、毎年度希望調査を取ることにしております。だから、1年1年ということでも繰り返しになりますが、その中でも今申し上げましたQ&Aですとか、フッ化物に関する説明の文書等も添えまして対応しておりますので、そういったことでこれからもそういった部分では保護者のより多くの理解を得られるように進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 説明会にこだわるのは、これからいろいろ新しいものに対して実施していくその中でいろいろ説明不足という形にはならないような形であってほしいという気持ちもあってちょっとしつこいようですけども、もう一つお聞きしたいと思っております。

26年7月から三石小学校が最初です。そして、その後28年2月から静内の全校の小学校を対象に実施したということをお先ほど答弁の中でありました。その間、教職員なり保護者に十分な説明をする期間があったと思っております。それはその間何回あったのか、最後ちょっとこの部分についてお聞きしたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 教職員の方に直接ということでは、平成28年2月のフッ化物洗口教職員説明会ということで一堂にお集まりいただいたという機会がございます。ただし、その前段で27年の8月以降各学校、とっかかりは校長会にこういったことで進めていきたいということをお説明しまして、その意向を各校長がくんでいただいて、校内に持ち帰って先生方、学校内の協議をもってもらいました。その期間は相当の期間、それぞれの学校にお任せしましたので、そして、最終的には協議が整った実施体制、実施手順が決まった学校から保護者説明会の開催へという流れでしたので、その間、校内では先生方の意見等は反映されてきていると思っておりますし、また、教育委員会としても各学校においてこういった問題点がある、こういった課題がある、こういった要望があるということをお教育委員会にも上げていただいておりますので、それを基にまた教育委員会では、新ひだか町のフッ化物洗口実施に関する手引きというものの町内の基準版を作りまして、また更にそれを学校に示して、更に議論をしていただいたということでございますので、回数的にはちょっと学校によって校内での取り組みに違いはあったのかもしれませんが、そういった流れできているということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) ちょっと回数は少ないかなとは思いますがまだ学校の教職員の方もわからないところが結構あるみたいなので、その辺やっぱりきちんと説明していくというのが必要だったのかなと思っております。

他にもちょっと聞きたいところがありますので、二つ目の関係で再質問させていただきます。

今度、中身に入っていきますけれども、北海道フッ化物洗口ガイドブックにおいて、使用洗口剤としてフッ化ナトリウム試薬を用いる方法と市販製剤のミラール、オラブリースを用いる方法が示されているということで答弁にございました。試薬品とはということで辞書を開きますと、化

学分析で物質を検出するのに使う薬品、実験のために特に作った薬品、実験室などで使用する重度の高い化学物質となっています。新ひだか町内の薬剤師さん2名の方にお聞きしたところ、今使用している洗口液が安全に確保されて健康被害がないということではありますが、やはり医薬品を用いることが望ましいと言っています。その辺、なぜ試薬品を選んで医薬品にしなかったのか。日高管内でも日高町では医薬品のオブリースかな、これを使っていると聞いています。他の町については試薬品と聞いています。その辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 壇上でも申し上げていることとも重なりますけれども、北海道教育委員会からこの事業を導入するに当たって財政支援という形で援助していただいています。その中で示された、要するに薬剤について助成を受けるという事業だったわけですけれども、北海道教育委員会のほうでは、試薬に限ってであれば助成しますよという内容となっております、この製剤、試薬というお話のご指摘ですけれども、いずれにしましても、製剤にしましても、試薬にしましても、その状態では劇薬扱いということで捉えております。これは議員もご承知だと思いますが、その中で水溶液ということでフッ化物先行用に作成した水溶液については基準以下ということで劇薬から除外されているものということで、医薬品、試薬のどちらを使いましても学校薬剤師さんが調整、希釈していただいたものについては同等の効能のある液体であるということで捉えておりますし、これは国、道も同じような見解だというふうに我々も捉えておりますので、そういったところで試薬を使っても安全性の確保が図られているものという認識でおりますので、そういったことで壇上でもお答えしましたけれども、今後、国、道の特別何か違った見解での指導が無い限り、このまま継続していきたいというスタンスでございます。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 道のほうのQ&Aを見ますと、確かに北海道から財政支援の場合、試薬品かどうかというのはそれはわかりませんが、先ほどガイドブックの関係でお話ありましたように試薬品又はミラルール、オラブリースの医薬品、これを各市町村で選択して必ず十分な説明を開いて実施するよということ書かれています。その中には実施するに当たって虫歯が減少すると市町村では長期間の実施により個々の医療費の抑制が期待できると書かれていました。その辺で医薬品になると結構5倍から10倍ぐらいの値段になるということもお聞きしています。その中で予算を検討しながら31年度からという訳にはいかないかもしれませんが、32年度に向けて医薬品に替えていくような考えは全くないんでしょうかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 今のところは北海道教育委員会にも、最近もまた確認しておりますけれども、道のスタンス、指導としても試薬を使う、医薬品を使う、その選択は各市町村の判断にお任せしますし、これまでのスタンスと北海道自体も替える予定は今のところございませんという回答でございました。

先ほど申し上げましたけれども、今後、今のところ全く健康被害も無い、何もリスクと言われるものが発生していない実施方法さえ間違えなければということになりますけれども、その中では現在やっているコスト面のことを考えましても、やっぱり今試薬を使っているという状況を継続していくという考えに変わりはありません。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 道から財政支援を受けるためにはやむを得ない判断で行ったという感じしかちょっと聞こえないんですけども、どこかで医薬品に替えるような努力を行っていただければと思います。

続いて3点目に入ります。4歳から中学校までの11年間、洗口を経験すると大人になっても虫歯予防の効果があるということではいろんな形でお聞きしております。数字の上での効果でありますけども、健康被害は日本国内で40年以上経過している中でも今のところ全く無いとも聞いています。新ひだか町においても健康被害が無いと先ほどの答弁でもありました。担当の教職員が児童の健康状態を確認し実施しているとも聞いています。また、全校で把握しているかどうかというのはわかりませんが、ある学校では保護者に対して朝から体調が悪い、口の中に傷や口内炎がある、歯が抜けた直後、鼻づまりや咳が酷いとの症状があるとき、希望されている児童でも中止とする場合があると聞いております。そういったチラシを配付しながら注意喚起しているということです。教職員がここまで気を使わせる、教育委員会としても例えば希望申込書に記載するなどして工夫を凝らし、そういった教職員との連携が必要ではないかと考えますが、その辺どう思いますか。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 学校においてはやっぱりそういったことでお子さんの体調だとかそういったことを常々気にしながら気を使ってというか、配慮して業務に当たっていただいているものというふうに思っております。その中でこのことに関して直接フッ化物洗口に起因するかどうかということは別にしまして、お子さんが体調が悪くて、またこういう様子が見られたので今日はフッ化物洗口を実施しませんでしたというお知らせを各家庭にその都度わかるようにそういった書式なんかも各学校工夫しまして作成して対応しているというふうに捉えておりますので、そういった部分では学校との連携なり、いろいろな配慮もしながら今後も続けていきたいと思っておりますが、このフッ化物洗口自体が学校において特別な授業かということとなりますと、これは学校保健計画、要するに健康診断の結果の事後処置ということで、要するに虫歯に関する、そういった部分に位置付けられていることが国会答弁でも実際出ておりますので、そういったことでありますので学校では業務として携わっていく中で十分配慮しているということはわかりますが、その部分、教育委員会としても何かあれば学校からのお話、要望等は聞いてこれからも対処していきたいというふうには考えてございます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 教職員はそのような形で健康被害が発生しないためにいろいろ工夫しております。現在の申込書を見ますとその辺書かれてないと思いますが、これから申込書の中に子どもさんの健康状況を丸を書いて提出するだとか、その辺いろんな工夫が必要であるんじゃないかなと思います。先生が1日の中でそういった資料を作って配付するという形の時間もあるかと思っておりますし、気を遣わせることなく教育委員会のほうとしても考えていったほうが良いのかなと思っておりますが、その辺どうなのでしょう。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 特別なことがあれば、それは学校からお話を伺って対応できるものは対応していきたいというふうに考えておりますが、なるべく先生方の手を煩わせないというか、また、文章のやり取りとなりますとその日その日となると家庭の負担も出てくるでしょうし、やは

りそれは学校での様子を学校で見させていただいて、そして学校の判断で実施していくという部分については保護者の方にも理解してもらうような工夫というか、もし、そういうことが不足しているということが学校からの指摘があるのであれば、そういう対応はしてまいりたいというふうに思います。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) そういった形で教職員の方もいろいろ工夫しながらやっていると思いますので。教育委員会としてもいろんな形で連携を取りながら工夫されていくということを期待して終わります。

4点目になりますけども、児童の実施率なんですけども、3年間の平均で言うと76.29、76と言ったら何かすごく良いような感じはするんですけども、一つ目にお話した十分な説明会を開催していれば大人になっても虫歯になりづらく、歯医者の治療費なんかも節約できるということで家庭ではすごく良いような感じがします。その中で実施率はやっぱり90パーセントあったのではないかなと、十分な説明会を開催するのであれば実施率90パーセントにまで上がっていたのではないかなという感じはします。その辺教育委員会として、実施率はこの76パーセントの平均で満足しているのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 数字に関してはちょっと全国的な、全道的な状況はおさえているわけではございませんので何とも言えませんが、いずれにしても先ほども一部お答えしておりますけれども、今後に向けても保護者にしっかりとした説明、それは主に文章という形になりますけれども、Q&Aでわかりやすい方法、こういった方法で工夫しながら引き続き教育委員会としては実施率の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 教育委員会の思いはわかりましたので、期待して終わりたいと思います。

5点目なんですけども、再度お聞きしたいと思います。試薬品は科学分析で物質を検出するのに使う薬品、実験のために特に使った薬品、実験室等で使用している濃度の高い化学物質、新ひだか町内の薬剤師さん2名の方に私は聞いていますと先ほどお話いたしました。再度お聞きします。

医薬品に替えるのが望ましいと思っておりますが、教育委員会としてはやはり見直すことを考えていないということでの理解でよろしいでしょうか。

○議長(福島尚人君) 再確認ということですね。

○8番(本間一徳君) 再確認です。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) そのとおりでございます。今のところ今の方法を継続する考えでございます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) これで最後にしたいと思います。

6点目に入ります。学校における健康管理の一環として実施されるものと北海道教育委員会で述べています。新ひだか町の教育委員会としても同じ考えだと思っております。しかし、教職員への負担もあり、歯科衛生士さんをフッ化物洗口を実施する時に2人以上が見守る中で実施する

ということも考えてはどうかなどは思ったんですけども、その辺どう教育長としては考えますでしょうか。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 今、ちょっとフッ化物洗口の実施の方法についてだと思えますけれども、各学校においては各学校の体制の中で実施できる時間帯ですとかということを考えながら、それと教職員の体制ということで工夫して取り組んでいただいているのが実態でありますので、その辺り1人の担任の先生で実施できるクラスの人数規模にもよるとは思うんですけども、その辺は学校のほうにお任せしているということでございます。と申しますのも、先ほども申し上げましたけれども学校保健管理の一環の授業ということで位置付けているものですから、学校内での実施体制ということが基本になろうかと思えます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 学校での実施体制ということで進めるに当たって、なお安全な管理をしていくということでは歯科衛生士さんを派遣して、何かあったときにすぐ対応、又は確認を取れるような形を取っていったらどうかというところは全く教育委員会としては考えていないということではよろしいでしょうか。

○議長(福島尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 学校にお配りしているフッ化物洗口液自体が薬剤師さんに調剤されて配付されたものでありますので、通常の利用の仕方、先ほど言いましたように6人分7人分を一边に飲み込むとかそういうことが無い限りは通常の学校の管理下で見守る先生が洗口液を配るところから始まっておりますので、そういったことは特別な専門家というか、資格者がつかなくても実施できるものでございますので、そこまでは考えていないというのがお答えになろうかと思えます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 段々私も同じことを繰り返しになってきてしまいそうなので質問のほうを終わりたいと思いますが、最後に、今やり取りしていた質問、答弁を聞いて町長と教育長の考えをお聞かせ願って終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(福島尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) フッ素の全体の考え方なんですけども、フッ素自体は自然界に多くございます。例えば土の中ですとか、野菜、肉、魚そういったものにも多く入っております。問題は濃度で加硫状態のものであれば劇薬扱いということでそういった言葉がすごい不安になられているのかなと思います。なので、その使い方ですね。ちゃんと、きちんと歯科医の指導のもと、守られた濃度、こちらのほうを守っていただいて適正に扱っていただくというふうなもので扱っていただければ何の問題も無いというふうな認識を持ってございます。

あと、例えば、口の中怪我しているですとか、アレルギー体質持っているだとか、そういった方もいると思います。北海道で出している中でも、口の中に傷があってもその部分については問題ございませんというふうなこともありますので、使い方、こちらのほうを適正に使っていただくというふうなことを守っていただきたいと思います。

あと、試薬ですとか、市販されているものですとか、そういったものもあるのですが、市販されているものについては加硫状態で売っていますので、それを学校のほうで管理するとなると鍵

の掛かっている嚴重なもので管理しなければならないというふうなものでございまして、今使っている試薬につきましては、歯科医の指導のもと、薬剤師が調合して作っていると。そして、必要な分だけを作って学校のほうに届けて学校で使っていただいて、余った分は廃棄していただいているというふうなもので、学校で保管しているものは1グラム以下の濃度であれば劇薬扱いされませんので、そういった使われ方をされているということであれば特段何の問題も無いのかなと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 最後にしたかったんですけども、今の内容は答弁等で私もいろいろ調べてきていますのでわかっているところです。

私が最後に聞きたいのは、十分な説明会を開催するという流れ、そして、いろいろ答弁をいただいた内容で、私とその都度再質問した中身、それに対して町長と教育長はどう思ったのか、ちょっと2人にお聞かせ願いたいなと思ったものですから、最後にしたと思っています。

○議長(福島尚人君) 今、町長と教育長の代わりに上田健康推進課長が答弁されたので、それは町長と教育長としての答弁と同じですから、よろしいですか。

8番、本間君。

○8番(本間一徳君) あとで聞く機会があるかなと思いますので、その辺は今の答弁を町長と教育長の答弁ということだと思って終わりたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時53分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、放送設備が故障しているため、その調整のため午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午後 1時00分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

2番、川端君。

[2番 川端克美君(質問者席へ)]

○2番(川端克美君) 通告に従いまして一般質問を行います。

最初に町長の町政の基本方針についてですが、町政を担うに当たって基本理念と基本政策を掲げ町民に対して行政に対する関心の喚起とまちづくりへの参加を求めています。行政が目指すものは住んでいて良かったと思えるまちづくりで、医療、福祉、教育と住民福祉の向上であり、道路や上下水道、情報通信等時代に即したインフラの整備や活気ある地域産業の構築を図り住民の一人ひとりが災害に対しても、将来の生活を思うときでも安心して暮らすことのできる生活の実現であります。高齢化や過疎化という現実の中で数十年前であれば地域の協働の中で実現出来たことが体力の衰えや作業量に対しての人の数が全く足りない、意識の多様化の中で共同で何かを

するということが困難になり、行政に頼らなければならないところが大きくなってきております。そして何よりも町民が求めているのは信頼できる行政であります。町民の思いを裏切らない行政であります。町民も行政もそれぞれの責任と負担を負いながら知恵を出し、困難を解決していかねばなりません。基本になるのはどんな場合にあってもしっかりコミュニケーションを図ることだと思います。町長もそのようにお考えになっているようですが、町長の行政を進めるに当たっての基本理念及び基本政策についてお伺いをいたします。

まず一つ目に町長は町民に和の心の情勢を求めています。どのように和の心の情勢を進めようとしているのかこれについてお伺いをします。

二つ目にその輪の輪なんですけれども、輪を作っていくことに行政はどのように関わっているのか。

三つ目に基本政策にある農福連携とはどのような構想なのか。そして、その進捗状況はどのようなのかについてお伺いをいたします。

更に町長の施策について観光について触れているところはありませんが、観光についてどのようにお考えになっているのかお伺いをいたしたいと思います。

次に町の財政運営についてですが、財政は非常に厳しい状況が続いており、健全化に向けて経費の削減や町民サービスの縮小等大変な努力が続けられています。起債残高の減少に相当の努力が払われていますが、基金残高の積み増しは急を要する状況にあります。合併算定替え、人口の減少により地方交付税や町民税は減少し、行政面積が変わらないままインフラの老朽化やその機能保持に多額の財政需要が生じております。平成29年度は国民健康保険特別会計等、四つの特別会計で一般会計の繰出金で処理出来ない状況となり繰上充用で凌いでいます。また、病院事業会計では繰越欠損金が膨らんでいる状況にあります。基準外繰出は一般会計で賄うべき一般財政需要を縮小させ、住民サービスに支障が生じることとなりますが、各特別会計等の使用料や負担金もまた住民負担によるものであり、住民福祉をどう達成させていくかはその兼ね合いは大変難しいものがありますが、一般会計を含め各特別会計、事業会計の運営をどのように進めていこうと考えておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

以上答弁の方をよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) 川端議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の基本理念とする一つ目の和の情勢をどのように進めるのかということですが、昨日建部議員にもご答弁いたしましたとおり、関係者との対話の繰り返しであるというふうに考えているところでございます。それはただやみくもに要望等を聞く機会を増やすという意味ではなくて、それぞれが将来に向けた考え方などをしっかりと持った中で互いの立場を理解、尊重しながら互いの言葉に耳を傾ける、そのような対話の積み重ねの中で共有できる目標や方向性などを見出していくことが和の情勢に繋がるものと考えております。

次に二つ目の輪をどのようにして作っていくことに行政は関わっていくのかということですが、特別な手法を用いる考えは全然ございませんが、私、町長に就任以来、さまざまな方とお話をさせていただく中で感じますことは、行政と町民との間で現状の課題ですとか、将来に向けた目標に対する認識が十分に共有出来ていないという点でございますので、まずはその

状況を変えていかなければならないものと思っております。そのためには、まずは我が町は今どういう状況にあるのかという部分を町民や関係する団体の皆さんに理解していただく努力をしながら、一つ目の和の心を持って関係する方々と町の将来について対話していく、その積み重ねの中で互いに納得できる目標を定め、その実現に向かって関係者が協力、連携し、その先の一步を踏み出すことが出来れば、私が目指す二つ目の輪になっていくものというふうに考えてございます。

次に3点目の農福連携につきましては、農業など各分野における深刻な人手不足と障がいをお持ちの方々の雇用の場の確保、この双方を解決するための方策といたしましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。ただ、これを導入するには想定されますリスク、あるいはトラブルなどにしっかりと対処でき、且つ双方がメリットを享受できるような仕組みを作っていかなければ関係者の方々の理解を得ることは出来ませんし、何より地域に根付いていかないものとなってしまいますので、今は先進地や既に障がい者雇用をされている方々からの情報収集に努めているところであります。これらを整理した上で当町としての農福連携の制度設計を進めて参りたいというふうに考えてございます。

最後に観光についてどのように考えているのかというご質問でございますが、観光につきましてはまずは現在の状況をしっかりと把握した上で今後の方策を検討していきたいと考えておりますが、既に当町には多くの観光資源があるわけですが、これらがどのように機能しているのか、そういう点を見極めた上で今後どうしていくのか。これは点ではなく面で捉え、より多くの方々に足を運んで頂けるような魅力ある空間、あるいは機会を作り出していくため関係団体、町民の皆さんからの声をいただきながら進めてまいりたいと考えております。また、三大まつりをはじめといたします既存のイベントやその運営体制につきましても同様に、現状の在り方について見直すべき点は見直しながら、より良い形にできるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

【総務課長 藤沢克彦君登壇】

○総務課長(藤沢克彦君) 川端議員からご質問の大きな2点目、財政運営につきましてご答弁いたします。

始めに本町の財政状況についてでございますが、平成18年の合併前から旧静内町、旧三石町ともに厳しい財政状況にあり、合併協議中の財政推計においても合併当初から行財政改革を実施しなければならぬものとなっております。行財政改革による歳出の圧縮や地方交付税をはじめとする経常一般財源が増加したことにより一時的に改善したかのように見えてましたが、国の政策による新たな社会保障施策の創設や既存事業の拡大による地方負担の増加、道路、水道などの各種インフラや老朽化施設の更新などの行政課題が大きく広がり、加えて少子高齢化と人口減少の進行により税収等の一般財源が減少、市町村合併の大きな財源措置であった普通交付税の合併算定外も平成28年度から段階的な縮減措置期間に入り、現在の財政状況は相当厳しいものとなっております。この厳しい財政状況の中でも必要な住民サービスを提供するためには各種経費の削減や抑制を行うことが必要となりますが、事務事業が年々広がる中で人件費等の義務的経費の削減だけで歳出の抑制を図ることは困難であることから、真に必要な施策の選択と重点化による財源の活用や民間活力の導入、行政評価による事務改善の徹底等を行い、総合的に歳出抑制を行うと

ともに、受益者からの適正な負担を求めることが重要であります。また、新規の起債発行を慎重に行わなければ地方債残高と義務的経費である公債費が増加し、将来の世代へ大きな負担を残してしまうこととなります。

この状況を踏まえ今後持続可能で安定した財政運営を行っていくためには、住民ニーズを的確に捉えた行政サービスの展開と収支の均衡と適切な事業選択による将来世代の負担の軽減が重要と捉え、税収や地方交付税の減少に対応するため、予算規模の縮小、緊急の行政課題への対応や財政の弾力性を保つための財政調整基金残高の増加、将来世代へ大きな負担を残さないための地方債残高の減少の3項目を目標として設定しました新ひだか町新財政計画を平成28年度に作成し、この目標を達成に向けた取り組みを行っているところでございます。

議案とともに配付させていただきましたものをご覧になられたかと思いますが、新財政計画の平成29年度決算における目標値は残念ながら達成することが出来ず、また、議員のご質問の中にもありましたとおり、平成29年度決算においては、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護サービス事業特別会計において収支不足が生じ、繰上充用を行ったところでございますし、病院事業会計は議員ご指摘のとおり繰越欠損金が年々増加している状況でございます。国民健康保険特別会計を除く特別会計や企業会計等の地方公営企業は、地方公営企業法において常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営しなければならないとされており、常に経営努力や経営改善を行いながら特定の受益者へサービスの提供を行う必要がありますので、経営の経済性を勘案することなく収支不足の対応を公営企業の受益を受けない住民の税金を含めた財源により予算執行をされる一般会計繰出金で対応することは負担の公平性の原則に反するものと考えております。

そこでお尋ねの一般会計を含め各特別会計の運営をどのように考えているかでございますが、結果としまして平成29年度の4特別会計、1企業会計の決算については収支赤字又は欠損が生じてしまいましたが、この収支不足を町税等で埋めることは先ほどもご答弁いたしました非常に難しい判断であり、また、仮に一般会計等からの繰り入れを行った場合、一般会計が提供する行政サービスに大きな影響を及ぼすものは必須でございます。

国民健康保険特別会計を除くいわゆる企業会計であります四つの会計については、地方公営企業法の適用の有無を問わず経営の基本原則であります常に企業の経済性を発揮するを念頭に本来の目的でございます公共の福祉を増進するように運営しなければならないが、単に収支不足又は欠損だけを捉えて行政サービスの質を下げたり、受益者負担を大幅に上げることは法の主旨に反するものとなりますが、際限なく一般会計から繰り入れすることもあるてはならないことから、採算性が高くとも必要性が高いサービスを実施している特別会計等への繰出金には基準が設けられ、それぞれ財源負担も定められております。

簡易水道事業及び下水道事業については現行民間との競合はありませんが、介護サービス事業及び病院事業は民間参入されており、公と民とで同様、又は類似のサービスを提供しており、ある意味バッティングしている状況でございます。これらにつきましては民間サービスの提供状況を的確に分析し、随時サービスの提供体制や方向性等を見直し、展開していく必要があると考えております。

前段でも触れておりますが、当然最大限の健全化を図ることは今後も厳しく行っていく必要があります。経営改善が図られない場合には負担の限界はありますが、一般会計からの基準外繰出

も考えなければなりませんし、更には民間への委託、譲渡などの運営形態の移行、それでもなお経営が改善されない場合は廃止も含め、抜本的な経営体制の見直しも視野に入れていかなければならないと考えております。町民の皆様のさまざまなニーズに答え、必要なサービスを安定的に提供していくためには、限られた財源を有効且つ効果的に活用することが一般会計においても公営企業においても重要であり、経済性や経営性を無視して町民の皆様にご負担いただく税金や使用料を　　？？しゅしょう？？　　することはあってはならないと認識しておりますので、場合によっては行政サービスの縮小や廃止など、早期に英断する必要があるものと考えております。人口減少が急速に進んでいく中、活用できる財源も益々減っていくことは誰もが認識しているところではありますが、行政サービスを維持していくためには、町民の負担を大幅に増やすことは現状の町の経済状況を踏まえても非常に困難のことであるとまた認識もしております。

投資は利益が循環いたしますが、赤字補てんは何も生まれてきません。今後においても必要な行政サービスを維持していくためには何を選択していくかがとても重要であり、そのためには情報発信についても工夫をしながら町民の皆様とともに限られた財源の使い道についても一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上ご答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 今ご答弁をいただきまして町長のおっしゃられること、全くそのとおりでというふうに思っています。ただ、今までも町のほうで前任の町長であるとか、町職員、それぞれの中で行政と住民との和を図ってきていると思っています。ただ、なかなかまちづくりに対する機運が情勢しないとか、盛り上がってこないというのは私も実感しているところなんですけれども、かなり積極的にアプローチしていかないと、なかなか無理だというふうに思うんです。そして、実際に何か閉塞感というのは町長も選挙のときにもおっしゃられておりましたけれども、閉塞感というのは皆さん持っているかと思うんです。ですから私はもっと積極的に和の情勢について場を設けるであるとか、そういったことをもうちょっと積極的な町長の姿勢というのを求めていたかたんですけれども、町長のおっしゃられることそのものは全くそのとおりでと思っています。ただその中で今までの議論の中でも、今までというか昨年度あるいは一昨年度から、例えばまちなかカフェであるとか、そういった中での活性化、和の情勢とかということも何回か提示されてきました。私もそう思っています。今でもまちなかカフェであるとか、人と人がコミュニケーションを図れる、その中で活気づいていく、お互いに元気をもらいながらまちづくりについて努力していくという視点が必要ではないかなというふうに思うんです。自治会も随分と疲弊しているような気がします。各サークルにおいても高齢化によって人口が減ったり、活動量が減ったりしています。そういった一つ一つの住民が集まっていけるとこの場、その場をもっと盛り上げるような形を取れないものでしょうかね。町長が努力している、まだ選挙が終わって1年も経っていない中でまだよくわからないと、そのために一生懸命努力しているという姿はおっしゃられることはよくわかるんですけれども、更に既存の組織等を活用しながら和の情勢の場を積極的に作っていくということについては、先ほど総務課長が大変財政が厳しいと私もそう思っておりますけれども、お金をかけない、大変なお金をかけるのではなくて、ごくわずかなお金で後はその気持ちに訴えかけていくと、そういうようなことは考えられないでしょうか。例えば、同僚の議員が前にも言うておりましたけれども、ピュアの中にカフェを設けるであるとか、若干の飲

食のスペースを取るだとか、あるいはよその役場でやっているように役場の庁舎の中にカフェコーナーを作っていくだとか。何か変えていく気持ちを、変えていくという方法は取れないでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) ただいま川端議員からお金をかけないでいろんな取り組みを町が主体となり、私が先頭に立ってやっていくことは出来ないのかという厳しいお言葉でございますけども、私はお金をかける、かけないということではなくて、町民の方自らが自発的にまちづくりですとか、そういう例えばカフェコーナーというお話がありましたけども、そういうものをやってみようということ私は望んでいるところなんです。その町民の方々の動きをどうやって出そうか、そのためにはまずお互いに行政と町民の方々の距離を縮めながら和というものの機運を高めていくことが必要だというふうに思っているところでございます。行政が主体となっているものやっけていこうということは必ずしも町民のためにならない場面も出てきます。やはり町民の方が自主的になっていただく、それは行政としてどうやっていくんだということもこれは一方でありますけども、私は町民の方々がしつこいようでございますけども、自主的にそういうものに取り組んでいくような関係を作って、町としても必要な部分については応援をしていくよと。主体は町民だろうというふうに思っているところでございますので、私の先ほどお答えした二つの和についても、そういう考え方の中で町政を進めていきたいというふうに思っていますのでご理解を賜ればというふうに思います。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 町民自らが動くということを期待するというは本当にそれについては全く異存ございません。ただ、町民が動くのを行政はしっかりと支援するよというその支援体制をもっともっとPRしていただきたいなとそういうふうに思います。何よりも閉塞感を打破するのはこの先に明るい未来があるというか、あまり明るい未来は想定出来ないんですけれども、この先にはぼんやりした光かもしれないけれども、光があるというのを感じるかどうかだと思うんですね。先ほども一般質問の中で申し述べたように、非常に高齢化して過疎化して体力も衰え気力も衰えております。ですからその元気を出していく応援をするということにもっと力を入れていただきたいなと、町長1人で頑張ってもなかなか大変なことだと思うんです。だからみんな応援するよと、頑張るといようなしっかりした応援の体制をPRしていただきたいなとそういうふうに思います。

和と輪についてはこれで終わりたいと思うんですけれども、あと農福連携の関係なんですけども、農業の中で労働者がいないお手伝いしていただける方がいない、それは漁業の関係もそうなんですけどもそういった状況はよく承知しております。それで農福の福のほうなんですけれども、一体どのぐらいのですね、これに応じられる需要というんですか、供給求めている量というのはどういうふうに考えておられるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) ご答弁いたします。今、農福連携につきましては5月の16日、町長のヒアリングにおいて時間がかかるけれども進めていくように現在内部で協議を進めている状況になっております。まだ、福祉課、農政課別々に進めているものですから、来月、年明け1月には両課で協議をしようとは思っているんですけれども、今の需要と供給ということになりますと、

まずは障がい者の方でも使ってみたい、手伝ってもらいたいという人数がどれぐらいいるのか。更に作業に対して対応できる方がどれぐらいいるのか。更に対応出来たとしてもすべて任せるということは難しいものですから、支援者、その方に就いて作業を見守る方の数も必要になります。また、その事業所に行くための交通手段、そういうふうな部分がどうなるかということでもまだ需要と供給的な数字にはなっていないんですけれども、今後そういう部分も含めながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) ご答弁わかりました。まだ現状を把握する段階にあるということなんですね。わかりました。

あと4番目の観光の関係なんですけれども、観光というのは本当に私はとても広い分野だというふうに思っています。そして観光の資源はたくさんあって、それも素晴らしい資源があるというふうに思っています。観光については、今までも随分議論されてきましたけれども、なかなか進まないという状況にあると思います。それぞれその時々において答弁をされているんですけども進まないには進まないりの難しい理由が多分その奥にあるんだなというふうには思います。ただ、やっぱり何かを動かしていくとすれば、やっぱりしっかりしたPRとしっかりしたものを、よく管理されたものを、あるいは素材として光るもの、それをしっかりとPRしていくことでないかなというふうに思うわけですね。

我が町には実にたくさんの観光資源としてはあると思うんです。道の駅であるとか、海浜公園、ライディングヒルズ、温泉、二十間道路。二十間道路の桜並木については観光資源として何度も議論されているんですけれども、ライディングヒルズであるとか、温泉であるとか、きちんと観光としての位置付けの中で行政として取り組んでいければこれはまた何か道が開けるのではないかなとそういうふうに思っています。

それと食材としては三石和牛であるとか、海鮮の食材ですね、海の幸。あとロコモコも行政としてもしっかりと取り上げて一度やっていたと思うんですけれども、最近ではあまり聞かないので少し寂しいんですけれども、景観とか食ですね。こういったものはしっかりと結んでそれを関係付けてPRしていく。

そして、幸か不幸か、我が町を通る幹線道路というのは国道235号線しかありませんから、すべての人が235号線を通るわけですよ。観光の看板もあります。あるんですけれども、やはりPRしていくにはちょっと足りないのかなと。僅かにPRしていくと言っても1本の道路ですから、1本の道路にがつりPRの看板を置けば嫌でも目に入る、そういう状況だと思うんですね。こういった不便ではあるんですけれども地の利を利用して、しっかりとしたPRなんかも打てば良いのではないかというふうに思うんですけれども、この観光資源とPRとの関係についてどう考えられているのかお伺いをしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 観光につきましては、私どものほうとして考えているのは、あくまでも通過型の今観光の現状にあると思うんですよ。やはり当町が観光の目的地として認知されるようにならなければ、永続的に観光資源として認められるもの、やっぱり集客にも結びつかないのではないかというふうに考えております。そういったことを考えますと、今既存の観光資

源それをどう磨き上げていくのか、どう永続的に維持管理していくのか、またイベント的にもどういうふうな体制をしていけば町民皆さんが楽しめて観光客にPRできるのか、そういった一つ一つの要素を磨き上げて、更にどう運営していくのかということを考えていかなければ、一時的にPRしてお客さんが一度来ました。そして飽きられてしまう。そうではなくて、やはり観光を資源として十分に活用出来て、更にそれをPRしていく、そういうふうな考えでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) まさにそのとおりだと思うんですね。それで課長はどのように考えているんですか。どうすれば宿泊型の観光というんですか、滞在型の観光ができるというふうに考えているんですか。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 答弁の繰り返しになるかもしれませんが、既存の観光資源をまず磨き上げていく。それを観光資源観光資源、それらを結び付けていく。点ではなくてまずは面という形ですね。そういったことによって宿泊にも繋がるのではないかと。更に近隣町村との連携によってより魅力が溢れるものになる。そういったことでここ新ひだか町、更には日高そのものが観光の目的地になるのではないかと、そういったものが宿泊観光にも結び付いていくのではないかとというふうに考えております。

○議長(福島尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 同じ質問を町長にお伺いしたいんですけども、町長はどのようにすればこれは町長の考え、町長の答弁を今課長がしているというふうにも考えられるんですけども、補足的に何かおっしゃることございませんか。

○議長(福島尚人君) 町長、もしあればどうぞ。

はい、町長。

○町長(大野克之君) 観光につきましては、今、広域観光ということが叫ばれておりまして、十勝におきましてもいろんな所で広域的な観光が今執り行われております。特にインバウンドを中心として、観光の動きというのはすごく進んできているというふうに認識しております。

私どもの町において観光を強烈に進めていく上で何が1番足りないかと言いますと、住民の方々、あるいは商店の方々の受け入れる側の意識だというふうに思います。確かに磨き上げという言葉を使いながら地域資源はたくさんあります。いろんな自然環境もあります。馬も桜も昆布も牛も何でもあります。でもそこに住む人たちが観光の方々を受け入れて、それでその方々に一生懸命一緒に仲良くなろうとか、それを商売にしようとかそういう意識をまず作っていかなければ上辺だけのものになっていくのではないのかなというふうに思っているところでございます。

また、一方でそういう観光資源をどのようにして外にPRするか、それは我々行政の仕事でもありますし、例えば観光協会のお仕事でもあろうかというふうに思いますが、まず1番大切なのは、繰り返しになりますが、受け入れる側の意識をきちんと持っていただくということが必要かなと思います。そのためにそういう意識を持てるようなことになるような取り組みを観光協会を中心にしながらやっていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長(福島尚人君) 2番、川端君。

○2番(川端克美君) 最終的にはまた和の輪の環の情勢になるかなというふうには思うんですけども、私、町長に大変期待しているのは、存廃の危機にあった道営競馬を立て直したその場にいたと関わっていたということですね。やはりそれなりに大変な事業を成し遂げてきたという経験をお持ちだと思うんです。ぜひ我が町においても、町長としてリーダーシップを取りながら観光だけでなく、財政全般収入を増やすであるとか、そういったことについてのリーダーシップを取っていただきたいというふうに思います。

次の、町の財政運営の関係なんですけれども、課長から大変懇切丁寧なというか、これ以上どうしようもないというようなご答弁をいただきましたので、今更どうのこうのと言えるようなものでもないということも承知しておりますので、これについては再質問は無いわけですけども、過度な住民負担に陥らないように十分に検討しながら進めていってほしいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時52分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

10番、谷君。

[10番 谷 園子君質問者席へ]

○10番(谷 園子君) 通告に従いまして老人いこいの家の入浴施設の存続要望についてと子ども医療費の窓口無料化の二つについて町長に質問をいたします。

まず、老人いこいの家の入浴施設の存続要望についてですが、老人いこいの家の設置目的と入浴施設が突然の廃止の貼り紙だけで利用者の皆さんに何の説明もなく9月30日に廃止された理由についてお聞きします。

11月8日に老人いこいの家で開催された住民説明会では、参加された住民の皆さんからどのような意見、要望があったのかをお聞きします。町長は11月8日の住民説明会、そして11月15日に72名の署名を添えて提出された入浴施設再開要望書を受けてどのように協議され、どのように対応されようとしているのか、3項目をお聞きします。

次に子どもの医療費窓口無料化について質問します。

子ども医療費をめぐっては今年4月より小学校入学前の子どもの医療費助成に対して、国からのペナルティーが無くなりました。これは国が推進する少子化政策にペナルティーは逆行するという理由からです。

北海道においても今までは償還払いだった子どもの医療費が今年8月より全同一斉に現物給付に変わりました。今、道内の多くの自治体では少子化対策や子育て支援の充実のため、道の基準を上回る医療費助成を拡充させています。

当町におきましても11月14日子育てしやすいまちづくりの会より大野町長に対し子ども医療費の窓口負担ゼロを求める要請書が提出されています。3,600筆以上の署名が添えられています。今回、老若男女の方が署名を寄せてくださいました。子どもにはお金をかけるべきだよ、子どもは国の宝ですからという方や、子育てしやすいまちにしていけないと若い人もっと出て行ってしまうよねという方、また高齢者の方々もいやあ何でうちの年金とか介護の署名はしてくれ

ないのと言いながらも若い人が住みやすいまちにならないとなと言いながら名前を書いてくださいました。このように町民こもごもの願いがぎっしり詰まった署名です。町長はぜひこの多くの町民の願いの実現に努力していただきたいと思います。

一つ目の質問は、全道の市町村における乳幼児等医療費給付事業の拡大実施状況はどのようになっていますか。また、日高管内各町の子ども医療費の助成や給付状況はどうなっているのかをお聞きします。

次に町長は寄せられた子育て世代への暖かい支援を求める多くの声をどのように受け止め実施についてどのようにお考えでしょうか。

初めの質問は以上です。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

[福祉課長 渡辺浩之君登壇]

○福祉課長(渡辺浩之君) 谷議員からのご質問がありました大きな1点目、老人いこいの家入浴施設の存続要望についてご答弁申し上げます。

まず1点目、老人いこいの家に係る設置目的と9月30日で入浴施設を廃止した理由についてのご質問であります。設置目的につきましては、老人に対しレクリエーション等の場を提供することにより老人における教育、生活及び文化の向上と健康増進を図るため、昭和45年の開設当初から平成10年に移転建築した現施設においても入浴事業を実施しておりました。

また、9月30日で入浴施設を廃止した理由につきましては、先ほど申し上げました昭和45年の開設当時、自宅に入浴設備が無い方が多くおられ、それらの町民の方々への文化の向上と健康増進を図ることを目的とし入浴事業を行っておりましたが、開設から約50年が経過し、各家庭における住宅事情や経済状況、また、趣味、嗜好等が大きく変わり、現在入浴設備が無い住宅は極めて少なくなっております。

町としてはこれらの時代背景から入浴事業については、一つの役割が終わったものと判断したところであり、併せて町民の老人であれば誰でも利用できるとしながらも、実際のお風呂利用者は町民全体からするとあまりにも限定されており、他の町民に対し公平性が保てないことから廃止することとしたところであります。

次に2点目、11月8日に老人いこいの家で開催された住民説明会では、参加した住民からどのような意見、要望がありましたかというご質問ですが、谷議員におかれましても説明会に出席されておられましたのでよくご存じかと思いますが、廃止に対しましてはコミュニティの場が無くなってしまふ、静内温泉に行く月2回だけのコミュニケーションでは足りない、お風呂に入ること健康増進になり医療費削減になる、お風呂があるから来るのであって無くなれば何もすることがないので来ない、などの意見がありました。

また、要望につきましてはボイラーが壊れるまで使わせてほしい、これから寒くなるので来春まで使わせてほしい、廃止ありきではなくもう一度考え直してほしい、などの要望があったところでございます。

次に3点目、町長は11月8日の説明会、そして11月15日に72名の署名を添えて提出された入浴施設再開要望書を受けて、どのように協議され、どのような対応をされようとしているのかというご質問ですが、説明会を終え、担当として当然その内容を理事者に報告しまた要望書を受け事業の在り方をそれぞれ協議したわけではありますが、町としてご理解いただきたいのは、老人

いこいの家としての施設を廃止するというのではなく、事業の一つとしてお風呂は廃止になるものの、コミュニティの場として引き続き利用していただける施設、利用していただきたい施設であり、入浴事業は無くとも設置目的は改めて判断したものでございます。

反対意見のあった利用者の方々とは、いろいろな考え方の違いから理解していただけない部分が多くありますが、お問い合わせの際には、ご理解していただけるよう引き続き町の方針を時間をかけて説明させていただきたいと考えております。

次に大きな2点目、子ども医療費窓口無料化についての1点目、全道の市町村及び日高管内における乳幼児等医療給付事業の拡大実施状況についてのご質問であります。北海道のホームページで公開されております平成30年8月1日現在の状況を基にご答弁させていただきます。

その資料によりますと北海道の補助基準を超え、所得制限に関係なく入通院における自己負担額の窓口無料化を行っている市町村については、就学前までを対象としているのが113市町村、小学校卒業までが108市町村、中学校卒業までが105市町村と約6割の市町村において窓口無料化を行っており、また、高校卒業までにつきましては、54市町村と道内約3割の市町村が実施しております。

日高管内の状況につきましては、日高町と新冠町において所得制限を設け、中学校卒業までを対象とし、また、様似町は所得制限に関係なく高校卒業までの医療費自己負担額につきまして窓口無料化を実施している状況となっております。

次に2点目、町長は自身に寄せられた子育て世帯への暖かい支援を求める多くの声をどのように受け止め、実施についてどのようにお考えなのかというご質問ですが、先月11月14日、町内にあります子育てしやすいまちづくりの会から現在健康づくり商品券を交付し、無料化を図っている中学生までの医療費を窓口無料化にしてくださいと3,680名の署名を持って要請されたところであります。

これにつきまして、町といたしまして子育て世帯に係る経済的負担は理解するも、行政主旨にある手持ちの金を心配することなく病院にかかる医療費窓口無料化というていにつきましては、健康づくり商品券を交付している中、窓口負担を一旦支払ってもらうことにより受診の判断が左右されるということはあまりに想定しにくいこと、また、社会保障制度により一定の自己負担は然るべきものであり、それは親としての責務であるとも考えるところであります。

今回このように数多くの方々からの医療費窓口無料化の要請をいただいたわけではありますが、窓口無料化に移行する際にはご存じのとおり、国保会計において本年4月からは未就学児に対する調整交付金減額措置は無くなりはしたものの、小学生以上にかかる窓口無料化については現在なお減額措置がありますので、システム改修費用等を併せた中で考慮すると現段階ではまだ現在行っている地元商工業の振興及び活性化、経済効果を含めた健康づくり商品券の交付により、引き続き子育て支援を継続してまいりたいと考えてはいるものの、先ほど申し上げましたとおり、道内約6割の市町村が所得制限をなくし、中学生までの医療費窓口無料化を実施している状況等もありますので、今後における国の動向や社会情勢、また経済状況等を注視してまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) ご答弁いただきましたので老人いこいの家の再質問をいたします。

まず始めに今回貼り紙だけで廃止ということが始まったということですね。利用者さんたちに

としては貼り紙一つで日常当たり前だった生活が奪われてしまったと、まずその気持ちがあります。誠に冷たい対応でスタートを切ってしまったと、そここのところはまずおさえておかなければいけないと思います。

質問ですが壇上からの答弁では、老人いこいの家開設当時には自宅に入浴設備の無い人が多くいたとの理由です。平成10年のいこいの家の移転改築に際しても再度入浴施設を設置しましたが、その平成10年当時も入浴設備の無い家が多くあったということでしょうか。それをお聞きます。それと平成10年と30年現在の一般家庭で入浴設備の無い家の割合はおよそどのぐらい違うのかを教えてください。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 平成10年につきましても、また平成30年につきましても、家庭に入浴施設が無い実際の数字は特に調査をしているわけではないのでわかりませんが、全国的な例といたしまして1パーセントを切っているという情報がございます。

また、町民の方で家にお風呂が無いという方と私お話はしましたが、やはり緑町からかなり離れている場所なものですから、その方はお風呂が無いけれどもどうにかしていると、やはりちょっと遠いなというふうなお話は耳にしております。

以上です。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷園子) 平成10年と30年でお風呂の数というのはさほど変わらないはずですが。老人いこいの家を平成10年の改築に際して再度入浴設備を設置したのは入浴設備が多い少ないの問題ではなくて、老人の健康増進を図るためという第1条の設置目的に沿うものと判断して継続されてきたのではないですか。そうやってずっとこの9月まで、ずっと今までそうやって続いてきたものを利用者が減ったから廃止するのではないとか、50年前の健康増進、生活文化向上の当初の目的、役割が終わったから廃止をするということは、今いこいの家の入浴施設を現実に利用されている町民の皆さんのことをどのように考えたのかをお聞きます。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 平成10年と平成30年を比べたときに経済状況ですとか、今、置かれている家にお風呂が有るか無いかというのは現実的にそんなに変わりはないと思います。ただ、その当時の書類等がちょっと残っていないものですから、そのときには引き続きお風呂を設置したほうが良いのではないかとということで設置したとは思っておりますが、今、利用されている方の気持ちという部分は確かに利用されている方にとっては、町の対応として急すぎるのではないかとということもあるとは思いますが、壇上でも申し上げたとおりご理解を時間をかけてでもしていただきたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷園子) 入浴設備の数がさほど変わらないのに、なぜ今急に役割が終わったのかということですか。おかしい。

次の質問ですが、事業の廃止についてお聞きます。通常は年度末に行うものであるが、このいこいの家の入浴設備については来年3月31日ではなく、年度途中の9月30日で廃止をしたということについてお聞きます。

老人いこいの家に関する入浴を含めた経費は、今年3月の議会で平成30年度の経費として予算

計上され、来年3月31日までの事業としているものです。それを僅か、なぜ半年で廃止としなければならなかったのかその理由をお聞きします。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 予算的な部分でいきますと年度途中ということになりますけれども、この事業という部分でいきますと、2年前の町内部での事業費調整ですとか、行政評価ですとか、そういうような部分で入浴事業の廃止は出来ないのかという議論は過去から実際ありました。

今年度につきましては、町長も代わりまして、町長にその内容等も説明して、現地を見ていただいたようなんですけれども、結果的には廃止は止む無しということで年度途中ですけれども廃止をしたということになっております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 急を要するものではなかったはずですが、それに内部協議をしていたと言っても、常任委員会にも、議会にも町民に対しての説明も何も無かった。3月議会に予算提案をされていて1年のお金が付いていました。委員会に対しても廃止が決まってからの事後報告だけであつたというのは本当に納得がいけないことです。やっぱりこのやり方は適切さを欠いていたやり方ではないでしょうか。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 福祉課とした場合、いこいの家自体が廃止ということではなく、当然利用者の方には申し訳ないんですけれども、その一部のお風呂の利用ということでしたので、また更に不特定多数の方が利用すると、今現在利用されている方だけのものでも無いということなものですから、説明会等も行いませんでした。ただ、今となつてはその判断は間違っていたのかなとは思いますが、町としての事業に対する考えは決定次第なるべく早いうちにお風呂はやめるとような決定だったものですからこのような形になっております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 本来は1年間は継続すべきものだったと、本当にそれは今のご答弁も納得はいかないものです。

次の質問ですが廃止の理由についてと、また、2番目と3番目の質問について重なる部分もありますので一括して質問したいのですがよろしいですか。

○議長(福島尚人君) はい、どうぞ。

○10番(谷 園子君) 廃止の理由ですが他の町民に対し公平性が保てないとのことでした。11月8日の説明会の中では山手体育館にも触れられていました。山手体育館も老人が集まれる場所だがお風呂は無い。同じ100円なのに公平ではないとの声があると説明されていましたが、それは老人いこいの家と同じように入浴施設の設置を要望されたことがあるのか、又は老人いこいの家に入浴設備があるのが公平ではないから廃止を求めるとか、そういう声があつたのかとか、もう少し具体的に説明していただきたいと思います。

それと、もともと山手体育館は勤労青少年会館というか、払下げを受けたかな。それで老人いこいの家とは設置目的が違うはずなんです。で、にも関わらず同様なものとして公平ではないというような判断をされているのかをお聞きします。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 反問ではないんですけれども、山手体育館とは言っておりません。併設

にはなっておりますけれども、山手体育館ではなく青少年会館のほうで、今現在いこいの家でも体操ですとか、ヨガ、カラオケですとかやっておりますけれども、青少年会館も同じような行事というのをやっております、いこいの家のほうだけお風呂があるのはどうしてなのかなというふうなのは言われております。ただ、無いからお風呂を付けてくれとか、そういう要望はちょっと私も4月に福祉のほうに来まして勉強不足ではありますので、そこらへんは耳にはしてありませんけれども、現実的に今からお風呂を付けてくれと言われた時には多分お断りするということになると思います。

以上です。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 説明会の時では料金のことで説明をしていたと受け止めました。同じ老人が集まる施設であるのに100円、いこいの家はお風呂があるのに100円、そういう説明でしたよね。そういう点ではね、まず設置目的ということもあるんですけど、利用者の方々は何とかしてお風呂を存続してほしいと、200円でも300円でも良いのだと、週に2回でも3回でも良いからたいしてほしいというようなことを説明会でも言っていたと思います。

それで、次の質問ですけれども、老人いこいの家の利用者数についてお聞きします。入浴施設が9月30日に廃止されましたが廃止されるまでの1日当たりの平均利用者数の内訳と廃止後の平均利用者数のほうをお聞きします。どういうふうに変ったか。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 対前年の同月ということで数字を申し上げたいと思います。

平成29年の10月は利用者数381人で1日平均15.2人、平成30年10月は94人で平均が3.6人、29年の11月は334人で1日平均14.5人、平成30年11月は114人で4.8人の利用ということになっております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) お風呂に入っているか入っていないかという内訳とかはわかりますか。

○議長(福島尚人君) 丸山福祉課主幹。

○福祉課主幹(丸山 薫君) お風呂に入られている数なんですけど、先ほど壇上で答えたとおり約7割の方が9月までは利用されていたというふうに理解しています。それで10月、11月の利用につきましては当然お風呂が無い、お風呂をやっていない状況ですので、利用されていない方の人数となるということになります。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) お風呂があった昨年に比べると3.6とか4.8とか利用者数が激減しています。これはやっぱりいこいの家の利用というのは、お風呂があつて、お風呂に入って利用者さんたちはそこで利用していたとそういうふうに考えられると思いますけれど、町はどのように認識持たれましたか。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) まだ2ヶ月少しですけれども、考え方とすれば谷議員おっしゃるとおりお風呂の利用が目的での利用者が多かったのかと。ただ、壇上でも申し上げたとおり、コミュニティの場としてお風呂というのを抜きにしても皆さん集まって、いろいろコミュニティの場所として使っていただきたいというのは、壇上で申し上げたとおり今でも当然思っております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 答弁もそうですが、説明会でも感じたのは町と町民の間で本当に食い違っているんですね、噛み合わないんです。それは、お風呂の無い家はもう無いからお風呂がもう必要ないと、それでお風呂が無くてもコミュニティはできるよと町側がそういうふう言うんですけど、利用者の方々はお風呂が有るから来るんだ、家に有る無いではないと、1日誰とも話さない生活ではなくて、お風呂が有れば年寄りが集まって話ができる、そうやって住民側が主張しているというこの食い違いなんです。

それで、私ちょっと日本のお風呂文化を調べてみました。外国にはない文化があったんです。外国はバスタブに入って体を洗ってシャワーを浴びるとそういう感じですけど、日本のお風呂というのは単なる汚れ取りとか清潔というだけでなく、癒しやリラックス効果、心身ともに解放して寛ぐ場所、そして、社交の場として発展させてきたと、温泉、スパ、銭湯と日本はそういうものを文化として作ってきているということです。「会話や触れ合いを楽しむお風呂を通じて健康で心地よい楽しい生活をする」という文化がある。自宅にお風呂が有ることが当たり前で豊かな社会となった今日でもお風呂には役割があると、単なる浴槽、浴室の提供ではない。」、そういうふうなちょっと私いろいろ調べました、文化について。

もう1つ、本当にいこいの家の時代は終わったのかと。ちょっと全国を調べてみましたので紹介させてください。

八戸市老人いこいの家、健康づくり、仲間づくり、趣味活動、9時から4時まで使用料金無料、お風呂は毎週火、木、土で11時から3時、入浴料200円、健康相談、介護予防教室、交通安全教室、健康講和、料理教室等やっています。

所沢市にはいこいの家がいくつもありました。お風呂のある所無い所もありました。健康増進、教養及びレクレーションの場、仲間づくりを大切に心身ともに健康で明るい日常生活を営んでいただく目的、9時から4時開館、男湯、女湯、マッサージ機有り、入浴は1時から3時で月、水、金、土など週4日、利用料無料、ここでも健康相談、ストレッチ、介護予防教室、料理などの講座をやっています。他にも介助の必要な人の介助浴室があったり、料金も無料だったり、100円、200円だったり、市街の人は300円だったり、いろいろでした。うたい文句もふるっています。

「多くの仲間と楽しい時を過ごしていただく場所、月、水、金は入浴出来ます。10時から3時、カラオケ有り、無料」とか、川崎市、「お風呂やカラオケの利用等軽い体操で健康維持、仲間達と是非一度いこいの家にいらっしゃいませんか。お一人でもどうぞお気軽にお越しください。見学も大歓迎です。」、ここは社会福祉協議会の運営でしたが、退職会、マッサージ、健やかサロン、いこいの家まつりみたいのをやっています。

他にも長野市のホームページでは、「いこいの家は高齢者がゆっくり湯あみを楽しめるほか、利用者同士で語らえるいこいの施設です。60歳以上200円、付き添いの人250円、障がい手帳があっても介助者がいれば利用が可」。すいません、あと2つで終わります。他にも「60歳以上の中での歌や踊りのできる広間、西洋室、お風呂があります。」とか、「綺麗な施設とお風呂、大広間で皆様をお迎えします。200円、付き添い250円」、このようにお風呂が有ることをウリにしているところもあります、いっぱい。

全国のこのような状況を見たときに本当にいこいの家というもののお風呂の役割は終わって

るのかどうか、終わっていないんじゃないでしょうか、役割は。

○議長(福嶋尚人君) 米田住民福祉部長。

○住民福祉部長(米田和哉君) 今の全国の状況というのをお聞かせいただきました。それで、今の全国的にいこいの家というのがどのぐらいあるかというデータもごございます。平成 18 年には 4,079 カ所あったのが平成 21 年には 2,585 カ所というデータが載っております。

それから今回のいこいの家に関しましては、説明が大変遅くなってしまったということにつきましては、説明会の中でもお詫びを申し上げたところでございます。

ただ、利用者の方と町側の差があるという部分につきましては、利用者の方もお風呂を通じてコミュニケーションの場を持つのが役割だと、町のほうはお風呂が無くてもコミュニケーションの場としてそのまま使ってほしいということで、お風呂と言うものは介さずともコミュニケーションの場として使ってほしいというのが町側の考えでございます。

それで、今、いろんな団体とか、自治会とかで認知症カフェとか、生き生きサロンとか、そういういろんな町の施設を使って展開してもらっておりますけども、そのような形でコミュニケーションを取っていただくのがこちらとしての要望でございます。

○議長(福嶋尚人君) 10 番、谷君。

○10 番(谷 園子君) 利用者の方々は説明会でもっともっと広報などでも知らせてほしいと、この利用を広げてほしいと、高齢化が進む中でここはもっと必要になると利用者の方々が言っていました。

それである利用者さんは、町長はお約束の中で独居老人が増え、地域で見守り支え合う仕組みを作ると言ってくれていると、町とか、福祉課はやっぱり町長の執行方針に沿った老人福祉施策をやしてほしいと、そうやって訴えていたと思います。全国では減っていますよと言いましたけど、今、現にこの町でこんなにも必要だと言っている利用者さんたちがいて、お風呂を通じたコミュニケーションというものが本当に生活や文化の向上、健康増進に役立つと、やっぱりそういう判断というか、町はそういう行政評価やいろいろしていると思うんですけど、高齢者の方たちがそうやって元気いっぱい集まってきて、つかかけなり自転車なりでいこいの家に来てお風呂に入って、背中流したり、さっぱりして楽しく語り合ったりとか、そういうふうにして元気な生活を送れるというのは本当に大きな行政評価ではないかと思うんです。

○議長(福嶋尚人君) 静かにしてください。

○10 番(谷 園子君) やっぱり介護予防とか、今、本当に毎日お風呂に入るような高齢者の方は介護予防のリスクが低いということも報道にありました。考え直すことは出来ないのですか。たった 50 万ぐらいですよね、その節減。説明会で言ってたのは、どのぐらい削減になるのかというのはほんの 50 万ぐらいの削減で、必要だと言っているたくさんの利用者さんたちが、たくさんではないと言ってしまうかもしれませんが強い要望があって、町としてどういような老人福祉施策をしていくかと、健康増進、老人のいこいの場の仕組みづくり、もう 1 回考え直すということは出来ないのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) おっしゃっている方向性としては何も違っていないと思うんです。私たちも今ご指摘のとおり、高齢の方々がみんな集まって、ワイワイ楽しく、そして健康に暮らせるようにお話をしたり、コミュニケーションを取ったりというところに異論は無いわけでござい

す。再三申し上げているのは、今、いこいの家という存在が山手町にあるものと比較したりもしていますけれど、お風呂ありきというところに疑問を持っている。ですから、今お風呂が50万の燃料費だとか、そういうことばかりでなくて、管理人の見守りだとか、そういう人件費にも跳ね返って、それが評価の対象になっております、削減効果としてですよ。今、私どもが思っているのは集まっていたいて、楽しくそこで元気をもらって帰るんだとかというのは、本当に良いことだと思って、それは続けていきたいということは誰も反論していないんです。

ただ、なぜお風呂が無かったらコミュニケーションを取れないのかというところが、私どもご理解出来ないというところです。ですから、今、お風呂に入るのであればご自宅で入って集まれば良いのだろうし、銭湯で集まるということになるのか、そこらへんがお風呂ありきというところに繋げていくところがよくわからない。先ほど全国の例を出されていますけど、それはお風呂のない日はどうされているのか、それは設置目的がご説明された入館料200円だとか、一緒に来られる方250円だとかという説明がありましたけど、それは元々の設置目的に対する料金ではないのでしょうか。入浴料というのは無料だとかまた別にある所もあったようでございますけれど、今、行政評価的に今コスト計算をしても1人入浴を確保すると3,000円以上の経費がかかるということからすると、やはりここを我慢していただいて、何とか元々いこいの家の設置目的にあるコミュニケーションの造成というところに特化していただけないかということのお願いをしているというところでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷園子君) 理解出来ないのでさっきから言っているんです、お風呂文化のこととか。いろんな認知症カフェとか、今いろんな町でも介護予防の仕組みを作ろうとしていますけど、お風呂が有るから長年働いてきて、やっと老後の楽しみがこのお風呂に来ることだと、1人で家に入っていけばいいでしょと、そこがやっぱりお風呂が有ることでコミュニケーションを取れるという、そこらへんが本当にどうして、どう説明していいんでしょうね、町側……。

○議長(福島尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 1番の疑問で申し上げているのは、あそこのお風呂が例えば今日10人の方が来られました。大浴場で10人でお風呂の中で「いやあ、今日は疲れたねえ」とかってやるという場であればまだわからないのではないですよ。ただ、私ども机上論で話しているかもしれませんが、お風呂から上がってきて碁を指したり、そういういろんなコミュニケーションを取るのだらうと思うんです、会話をしたり。それが一人、二人、順番に入っていくのだと思うんですけれど、そこを外した時に会話のコミュニケーション部分が保てないのかということなんです。ですから、そこに確かに次から、次から、昨日も別の方の答弁で申し上げておりますけれど、新たに税を投入する事業が出てまいりますので、どこかを小さくしていかなければ、そちらに回すお金が無いということなんです。確かに何だ我慢すれ、我慢すればかりでないかということになるのかもしれませんが、どこかで我慢をしていただく。高齢者の、少ないですけど静内温泉や何かの利用券ですとか、バスも運行させていただいて、何とかそういうお風呂に入って寛ぐ場というのでも設けてあるわけですよ。それはだだっ広い所であずましくないかもしれませんが、ただ、そういうことも二重、三重の施策になっているということもご理解をいただいて、三石ではよくあるのは、地区によってバスの運行が決まっていますから、そういうところでみんなで行って、そこの上がったときに確かに寛いでおられる場所で、長い時間、もつて言えば

午前午後通じてお話されている方々もおられます。ですから、そういう場を利用させていただくとか、そういうお風呂のことから言えばですね。ですから、いこいの家というのはもう少し会話重視の利用方法に改めていただければというお願いをさせていただいております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) やっぱり町の財政も厳しい中でどこかを整理していかなければならないのだというようなことなんですけど、こういうふうに要望も多くて、本当に切実に自分達の楽しみを奪わないでほしいと言っているところを、そうやってバツと切っているのかということですよ。

管理人の経費のことは利用者さんたち自身が要望で出していたと思います。常任委員会でも提示されましたが、管理人経費についても自分たちも協力するといろんなことを、今でも草刈りとかいrownなところで、そういうことにも協力するからというお話があったはずですよ。

○議長(福島尚人君) 質問を続けてください。

○10番(谷 園子君) はい。そこらへん、本当は最後に町長に2つ質問を用意していたんですけども、町長に最後に2つ質問します。

9月30日で閉鎖した入浴施設ですが、廃止の前と後で平均利用者数がガタッと落ちています、これから増えるっていう。それでお風呂が無くても集まってコミュニケーションしてくださいというお話ですけども、まずその規格、人数の。それと入浴利用者の強い再開要望もあります。当初予算では来年3月31日までの経費を持っているということからも、再開に向けた検討。3月31日までの予算はあります。その検討についてする考えはないかお聞きします。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 老人いこいの家の問題につきましては、私も直にご要望をいただいております。本日も傍聴に見えられている方が直に私の所にお持ちになって、切実なお声を聞かせていただいたところでございます。

これまで担当課長、担当部長、副町長とお話しておりますとおり、基本的には町が行うべき入浴事業なのかどうかという点を私どもも考えた上で左様の判断をさせていただいたところでございます。

初期対応におきまして丁寧さを欠いたということは、ご要望の時にも私からも謝らせていただいたところでございますけども、基本的にこの町において税をどこに使うかというのは、町民自らが全て公平に使いたいという思いが基本的には私持っております。それにつきましては、従前もお話したことがあろうかと思っておりますけども、そういう前提で申しますと、決していこいの家というものの存在を否定しているわけではございません。ただ、ここに使われている方々が先ほど数字で担当課長からお話しましたけども、今年の10月から11月にかけては月100人不足の方しか来ていないというのもこれまた現実でございます。しかしながら、昨年11月と比較しますと、10月から11月にかけては日数の関係もございまして若干伸びているという現実もあります。それが、お風呂があった時代に人数が戻るのかと言いますと決してそれは無いというふうに思っておりますけども、引き続きコミュニティの場としてお使いいただけるように私としては願っておりますし、コミュニケーションというのはいろんな取り方があろうかというふうに思っております。ここの施設は今までお風呂をもってコミュニケーションを取られていたかというふうに思っておりますけども、例えばお酒を飲む方はお酒を飲む中でコミュニケーションを取られ、お酒を飲まな

い僕でもお酒を付き合いながらコミュニケーションを図ることはできるものですから、お年寄りの方々にもさまざまな方法を持ってコミュニケーションを取っていただけることをご期待申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 2つ質問しようと思っていたんですけども、もう1つ最後の質問はやっぱり温泉利用をできるのではないかと。ただ、温泉の無料バスというのも長年運行されて、でもそれとは別にいこいの家の設置目的というか、いこいの家の役割があって、お風呂の利用がされてきているわけです。経費の削減も理由ではないし、町は本当にそうやってお風呂ありきはおかしいと言うけれども、生活文化の向上と健康増進の目的のお風呂という役割ということですよ。それは現実に利用されている町民の方はやっぱり理解、納得できる理由ではないです。今年いっぱいもう検討しないという町長ですけども、来年以降も老人いこいの家って継続されるんですよ。そのとき、入浴施設というのは本当に再開しないのか。来年以降の入浴施設の再開について、検討はどうなのですか。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 先ほど来、担当課長、部長、副町長からお話しておりますし、私からもただいまお話したとおり、再開する考えはございません。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 納得出来ませんと申し上げて、この質問を終わります。

次に、子どもの医療費ですけども、全道の拡大実施状況について、「所得制限に関係なく」と答弁していただいたんですけど、これは所得制限がないということなんですよ。所得制限を設けているところとかを入れると、もっと数が増えるのかどうかとか、もしわかれば、窓口無料ではなくて償還払いのところはどのぐらいあるのかとか、うちの町のように商品券でやっているところがあるのか、まだ他にもどのぐらいあるのかとか。先ほど言った数の中に非課税だけやっているというところも全道であったように思うのですが、そういうところは入っているのかどうかもう少し詳しく分析というか、教えていただきたいです。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 新ひだか町と同じように1度現金でお支払して商品券を発行しているという部分でいくと、知っている限りでは近くの浦河までやっているというふうなお話を聞いております。

もう少し細かい部分でいきますと、先ほど壇上でもお話したようにホームページに載っているその部分だけでいきますと、その市町村の全てが載っているわけではないものですから、全道くまなく全ての市町村の状況というのはホームページに載っている数字しかちょっと把握してないものですから、個別にもっと細かいというのはちょっとおさえてございません。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 私も直接道に問い合わせたんですけども、ほとんどの市町村が全額助成ですよ。中には一部助成もありますが、窓口無料をやっている、後から戻る償還払いはごく少数なんですというようなお話で。ですから、道全体が現物給付にかわったということです。大事なことは、この大多数の市町村がペナルティーを受けながら子どもたちのために窓口無料をやっ

ているということです。

質問ですけれども、就学前までは113市町村とのことですけれども、4月にペナルティーが無くなったことで、今まで何もやっていなかったのに就学前までは窓口無料を実施したところがあると思うのですが、どのぐらいあるかわかりますか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長 未就学のお子さんに対しての部分がペナルティーが無くなったということでの数字でよろしいですか。

4月にかわったばかりなものですから、どれぐらいの影響額ということについてはまだ把握はしてございません。ただ、何度かご説明している中で、そういう変更をしたとすれば、システム改修ですとか、今、500円単位ですので端数関係とか、そういうような諸々の部分を考えると、ペナルティーだけでどうのということとはちょっと数字はお示し出来ないんですけれども、数百万ぐらいの増ということにはなろうかと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 丸山福祉課主幹。

○福祉課主幹(丸山 薫君) ペナルティーが無くなったかどうかということではないんですけど、昨年の4月1日現在では所得制限は関係なく就学前の窓口無償化をやられているところは103市町村でございまして、先ほど壇上で説明しましたけども、今年の8月1日現在でレセプト併用化によりやりやすくなりましたので、そこでやられたのが113市町村。ペナルティーが無くなったためにやられたかどうかはちょっとわからない状況ですけども、数字としてはそのようになっています。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 課長さんが後から聞きたいことを答えていただきましたが、実はこの罰則廃止の後全国的にもこの間、計43の都道府県で全市区町村で窓口減免になっています。新しく福井、長野、三重、奈良、鹿児島、沖縄県では全市町村。北海道、長崎、富山では一部に償還払いがあるのですが、全て窓口減免になって、今、本当に全道だけじゃなくて全国で窓口無料が大多数になっているということは知っていただきたいと思えます。

2番目の質問ですけれども、大変含みのあるご答弁をいただいたかと思えます。うちの町は現段階で商品券を選ぶと。うちの町が窓口無料になるには、やっぱり財政面と商品券の経済効果とか、そういうことが課題というか、ネックなのかなというふうに思うわけですけど、今、子ども医療費で商品券の還元額というのはどのぐらいなんですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 平成29年度におかれまして商品券の発行額が町から町民へ出している部分なんですけども1,876万7,000円で、商品券を使った店から町の方に換金している部分が1,909万1,000円で、これは数字が逆転しているんですけれども、年度またいで年度前に交付した部分を利用しているという部分もあるものですから逆転しているような状況になっております。

○議長(福嶋尚人君) 米田住民福祉部長。

○住民福祉部長(米田和哉君) お答えさせていただきます。年度ごとに今やっておりますので、今、課長が申し上げたとおり逆転になっているんですけども、事業が開始された平成27年8月から今までの発行額が5,723万2,000円、換金が5,460万4,500円と95.4パーセントが今、換金されております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 実際にかかった医療費のどのぐらいの割合が換金というか、商品券にかわっているかというのはわかりますか。

○議長(福島尚人君) 丸山福祉課主幹。

○福祉課主幹(丸山 薫君) 実際の医療費なんですけど、町でおさえることは出来ません。国民健康保険の加入者の医療費とか、乳幼児等医療の給付事業の対象者の医療費のほうは把握できるんですけど、社会保険とかに入られている方で乳幼児等医療費の受給者証を持たれていない方の医療費のほうについては把握出来ないんで、正確な数字ではないんですけど、医療費の窓口において自己負担で払われて商品券の申請に来られます。その方々については、おそらく自己負担の9割以上が商品券として還元されているのではないかというふうに理解しています。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) うちの町って本当は札幌よりもある意味進んでいるかなって。札幌って去年小学1年生まで窓口無料になったんですけど、2年生からは通院3割、入院1割で、中学生からはどちらも3割のお金を払うんです。そういうのに比べたら、うちの町って本当にそういう面では頑張って、政策予算で充ててくれているなというふうにも思います、中学生まで商品券で還元ということで。さっき言われた金額1,900万、それが地元商店にも回って地域経済の力になっているんだというそういうこともわかるんですけども、それで現段階では商品券の交付ということですけど、答弁いただいた中でよく注視してこれからは何か考えていくみたいな答弁をいただきました。

町長にお聞きしたいんですけども、すぐには出来なくても窓口無料は必要だとか、庁内できろいろ協議されてきたと思うのですが、いずれはやっぱり窓口無料のほうに行くというような、そういうようなことは論議されているのか、その辺を町長はどのようにお考えですか。

○議長(福島尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 町長へのご質問でございますけれど、事務的な部分についてお答えをいたします。

基本的には今おっしゃったご指摘のとおり窓口無料化が1番利便性が高いのだと思います。住民の方々も保護者と言いますか、お子さんの保護者の方々もそれを望んでおられるのであろうと思うし、私どもは100パーセント、もしも換金されても同じ理屈ですので、町の持ち出しですよ、という意味からするとそういう方向性で進むものと思っております。ただ、今、国保を例に出して申し上げておりますが、調整交付金でのペナルティーがある。これは谷議員、私そこはよく十分承知していただけるのではないかと考えているのは、国民健康保険税がその分調整かけられて下がると不足します。となると国民健康保険税を値上げしなければならなくなる。これまた反対されると思うんですよ。ですから、要望されるのはいいんですよ。いいんですけど、影響があるところで、私どもは国民健康保険税は国民健康保険税として有効に活用したい。ただ一方で、子どもさん方の医療費について助成もしてあげたい。ですから、あるものを1番良い形でやっていきたい。今、ペナルティーがある状況のままの中では、今の商品券事業というのはいたし方ないかなと。ただ、それじゃあ商品券やめるかいとなったら、それはまた本末転倒になってしまいますから、今、何とか国の方のペナルティーが解除されるまでの間、それが全部ずっとそうなのかどうかわかりませんが、要望しながら何とか現物支給ですか、になるような窓口無料化を

実施できるような形で、そのペナルティーかからないでやれるような要望を続けていきたいというのを申し上げておりますので、冒頭の質問からすると、無料化の方向で進めていきたいなという思いは同じようにあるということでご答弁させていただきます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) それでペナルティーが国のほうで無くなるのを待つと、ちょっと全国的にそれを乗り越えてやっているところなんですけど、うちの町の財政状況とかいろんなことも全部勘案して、商品券を中学生までやっているということも考え併せてくれと。

最後に1つだけ聞きたいんですけども、就学前までペナルティーが無くなったのですが、昨年の質問で、就学前まではペナルティーが無くなったんです。実際は3歳、4歳、5歳、6歳ですよ。去年の質問で、システム改修は90万で、諸経費端数分とかで200万というような答弁もいただいたのですが、うちの町で小学生から中学生までは商品券は残して、就学前は1番手のかかる病気の多いその前の子どもは窓口無料と二刀流みたいになるんですけど、そういうふうなことというのは無理なのですか。

○議長(福島尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 費用については、システム改修というふうなお話を今、谷議員のほうからもおっしゃられたとおり、システム的にはそこまでやってここからはというのは結果的にはそのシステム改修には同じような費用がかかってしまうかなというふうに思います。それと費用だけではなくて、よく言われるコンビニ受診と言われる過剰受診と薬の過剰投与など、全国的に心配される事象がいろいろ出ているようです。ですから、そういう部分も含めて注視していきたいなと、その結果副町長が答弁したような方向に進めれば良いなというふうに考えております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 私としては納得は出来ないんですけど、いずれ無料化ということで考えていると、窓口の。

今、もう終わりますけどコンビニ受診ということをおっしゃいましたけど、答弁でも商品券で戻るから受診に左右されるようなことが考えにくいみたいな答弁があったんですけど、やっぱり今北海道では本当に貧困率が5人に1人と18パーセントぐらいの方が経済的理由で病院にかかれなかったり、本当にギリギリという方が4割ぐらいの子育て家計。去年の子どもの貧困実態調査ですけども、赤字だということも2割あって、本当に子ども医療費、コンビニ受診で行くような余裕そういうようなものではない、子ども医療費は。そのところはおさえていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◎延会の議決

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 本日はこれにて延会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(午後 3時02分)

未定稿